

作成日 2018/09/11
改訂日

安全データシート

1. 製品及び会社情報

製品名	モノタロウ 光明丹
会社名	株式会社MonotaRO
所在地	〒660-0876 兵庫県尼崎市竹谷町2-183 リベル3階
担当者名	商品お問合せ窓口
電話番号	0120-443-509
FAX番号	0120-289-888
整理番号	M181101

2. 危険有害性の要約 GHS分類

健康有害性	急性毒性(経口) 区分外 発がん性 区分2 生殖毒性 区分1A 特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分1(血液系 神経系 腎臓) 特定標的臓器毒性(反復ばく露) 区分1(血液系 神経系 腎臓) 上記で記載がない危険有害性は、分類対象外か分類できない。
-------	---

GHSラベル要素

絵表示



注意喚起語 危険有害性情報

危険
H351 発がんのおそれの疑い
H360 生殖能又は胎児への悪影響のおそれ
H370 血液系、神経系、腎臓の障害
H372 長期にわたる、又は反復ばく露による血液系、神経系、腎臓の障害

注意書き 安全対策

使用前に取扱説明書を入手すること。(P201)
すべての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。(P202)
粉じん、煙、ガス、ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。(P260)
取扱い後はよく手を洗うこと。(P264)
この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。(P270)
保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面を着用すること。(P280)

応急措置

ばく露又はその懸念がある場合、医師の手当、診断を受けること。(P308+P313)
気分が悪い時は、医師の手当て、診断を受けること。(P314)

保管 廃棄

特別な処置が必要である。(P321)
施錠して保管すること。(P405)
内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。(P501)

3. 組成及び成分情報 化学物質・混合物の区別

混合物

化学名又は一般名	濃度又は濃度範囲	化学式	官報公示整理番号		CAS番号
			化審法	安衛法	
四酸化三鉛	100%	Pb3O4	(1)-527	既存	1314-41-6

分類に寄与する不純物及び安定化添加物

情報なし

4. 応急措置

吸入した場合

新鮮な空気のある場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させる。必要なら医師の手当を受ける。

飲み込んだ場合
眼に入った場合

口をすすぐ。無理に吐かせない。医師の手当を受け水でよく洗う。コンタクトレンズを装着している場合、固着してなければ外す。十分、洗浄後、医師の手当を受水と石けんで十分、洗う。衣類が濡れた場合、直ちに着替える。濡れた衣類を再着用する場合は洗濯す腫れ、痛みが生じる場合、医師の手当てを受ける。

皮膚に付着した場合

5. 火災時の措置

消火方法

速やかに容器を安全な場所に移す。
消火に棒状の水を使用してはならない。
初期の消火には下記の消火剤を用いる。
水噴霧、泡、粉末、炭酸ガス

消火剤

6. 漏出時の措置

漏出時の措置

保護具(呼吸用保護具、化学防護服、手袋、長靴、眼鏡、マスク等)を着用する。

風上から作業する。
土壌、河川、湖沼、海域、下水道等に流入しないように注意する。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

関係法令の定めるところによるほか、以下の点に注意する。

製品の使用中、飲食および喫煙しない。
熱、火花、火炎、高温のものから遠ざける。
必要に応じて呼吸用保護具、保護手袋、保護眼鏡、保護面を着用する。

屋外または通気性が良い場所で使用する。
常温で取り扱い、粉塵の吸入、接触に注意する。
使用後は手洗いを十分する。

保管

屋内の直射日光が当たらない涼しい場所で保管すふたを必ず密閉する。
ハロゲン類、強酸類、アルカリ類、酸化性物質との接触、同一場所での保管を避ける。

8. ばく露防止及び保護措置

	管理濃度	許容濃度(産衛学会)	許容濃度(ACGIH)
四酸化三鉛	0.05mg/m ³ (Pbとして)	0.03mg/m ³ (Pbとして、アルキル鉛化合物を除く)	TWA 0.05 mg/m ³ , STEL - (as Pb)

設備対策

排気装置を設けるか通気性を良くする。
身体洗浄、うがいができる洗浄設備を設置する。

保護具

呼吸器の保護具
眼の保護具
手の保護具

必要であれば防毒マスクを着用する。
必要であれば着用する。
長時間、または繰り返し接触する場合、耐油性のものを着用する。

皮膚及び身体の保護具 長時間にわたって取り扱う場合、または濡れる場合には耐油性の長袖作業服等を着用する。

9. 物理的及び化学的性質
外観

物理的状态	固体
形状	粉末固体
色	橙色
臭い	データなし
臭いのしきい(閾)値	データなし
pH	データなし
融点・凝固点	データなし
沸点、初留点及び沸騰範囲	データなし
引火点	引火せず
蒸発速度	データなし
燃焼性(固体、気体)	データなし
燃焼又は爆発範囲	データなし
	データなし
蒸気圧	データなし
蒸気密度	9.1g/cm ³ (15℃) □
比重(密度)	データなし
溶解度	水に不溶
n-オクタノール／水分配係数	データなし
自然発火温度	データなし
分解温度	データなし
粘度(粘性率)	データなし
動粘性率	データなし

10. 安定性及び反応性
反応性

還元性物質と激しく反応し、火災の危険をもたらす。

化学的安定性
危険有害反応可能性

通常の使用においては安定である。
情報なし

避けるべき条件
混触危険物質
危険有害な分解生成物

情報なし
情報なし
情報なし

11. 有害性情報
急性毒性

経口

急性毒性推定値が5000mg/kg超のため区分外に該当。

経皮
吸入

データ不足のため分類できない。
(気体)
GHS定義による気体ではない。
(蒸気)
データ不足のため分類できない。
(粉じん・ミスト)
データ不足のため分類できない。
データ不足のため分類できない。

皮膚腐食性及び皮膚刺激性
眼に対する重篤な損傷性
又は眼刺激性

データ不足のため分類できない。

呼吸器感作性又は皮膚感作性

(呼吸器感作性)

データ不足のため分類できない。

生殖細胞変異原性 発がん性 生殖毒性	(皮膚感作性) データ不足のため分類できない。 データ不足のため分類できない。 区分2の成分が100%のため、区分2に該当。 (生殖毒性) 区分1Aの成分が100%のため、区分1Aに該当。 (生殖毒性・授乳影響) データ不足のため分類できない。 区分1(血液系)の成分が100%のため、区分1(血液系)に該当。 区分1(神経系)の成分が100%のため、区分1(神経系)に該当。 区分1(腎臓)の成分が100%のため、区分1(腎臓)に該当。 区分1(血液系)の成分が100%のため、区分1(血液系)に該当。 区分1(神経系)の成分が100%のため、区分1(神経系)に該当。 区分1(腎臓)の成分が100%のため、区分1(腎臓)に該当。 吸引性呼吸器有害性 動粘性率が不明のため、分類できないに該当。	
12. 環境影響情報 水生環境有害性(急性)	(毒性乗率 × 100 × 区分1)+(10 × 区分2)+区分3の成分合計が0%のため、区分外に該当。 毒性未知成分を含有しているため、区分外から分類できないに変更。	
水生環境有害性(長期間)	(毒性乗率 × 100 × 区分1)+(10 × 区分2)+区分3の成分合計が0%のため、区分外に該当。 毒性未知成分を含有しているため、区分外から分類できないに変更。	
オゾン層への有害性	データ不足のため分類できない。	
13. 廃棄上の注意 残余廃棄物	廃棄においては、関連法規並びに地方自治体の基準に従うこと。 都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。	
汚染容器及び包装	容器は清浄してリサイクルするか、関連法規並びに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。 空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。	
14. 輸送上の注意 国際規制	海上規制情報 Marine Pollutant Transport in bulk according to MARPOL 73/78,Annex II ,and the IBC code.	非該当 Not applicable Not applicable
国内規制	航空規制情報 陸上規制 海上規制情報 海洋汚染物質	非該当 非該当 非該当 非該当

	MARPOL 73/78 附属書II 及びIBC コードによるばら積み輸送される液体物質	非該当
緊急時応急措置指針番号	航空規制情報	非該当 なし
15. 適用法令 労働安全衛生法	作業環境評価基準(法第65条の2第1項) 名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1項、施行令第18条第1号、第2号別表第9) 鉛化合物(施行令別表第4・鉛中毒予防規則第1条第4号・昭47労働省告示91号) 名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9)	
毒物及び劇物取締法	鉛及びその無機化合物(政令番号:411)(99.9%以上) 劇物・除外品目(指定令第2条)	
水質汚濁防止法	有害物質(法第2条、施行令第2条、排水基準を定める省令第1条)	
大気汚染防止法	排出規制物質(有害物質)(法第2条第1項3、政令第1条)	
外国為替及び外国貿易法	輸入貿易管理令第4条第1項第2号輸入承認品目「2の2号承認」 輸出貿易管理令別表第1の1項 輸出貿易管理令別表第1の16の項 輸出貿易管理令別表第2(輸出の承認) 特別管理産業廃棄物(法第2条第5項、施行令第2条の4)	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 特定有害廃棄物輸出入規制法(バーゼル法)	廃棄物の有害成分・法第2条第1項第1号イに規定するもの(平10三省告示1号)	
水道法	有害物質(法第4条第2項)、水質基準(平15省令101号)	
下水道法	水質基準物質(法第12条の2第2項、施行令第9条の4)	
化学物質排出把握管理促進法(PRTR法)	第1種指定化学物質、特定第1種指定化学物質(法第2条第2項、施行令第1条別表第1、施行令第4条)	
労働基準法	鉛化合物(政令番号:305)(91%) 疾病化学物質(法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第4号1)	
土壤汚染対策法	特定有害物質(法第2条第1項、施行令第1条)	
16. その他の情報 参考文献	製造元メーカー提供資料 NITE GHS分類結果一覧 JIS Z 7252 GHSに基づく化学物質等の分類方法 JIS Z 7253 GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法—ラベル、作業場内の表示及び安全データシート(SDS) 経済産業省 事業者向けGHS分類ガイダンス 日本ケミカルデータベース(株)SDS作成システム「ezSDS」により作成。	

その他

危険・有害性の評価は必ずしも十分ではないので、
取扱いには十分注意して下さい。